

在宅医療拠点整備事業に係る留意事項

第1 補助事業者

本事業の実施主体は、県内に所在する病院とする。

第2 補助対象経費

この補助の対象となる経費は、在宅医療の担い手が特に不足する地域において、医師等を確保して訪問診療等を実施するために必要な経費とし、申請する日の属する年度内であれば、既に事業に着手している場合についても補助対象に含めることとする。

なお、在宅医療拠点整備事業に直接必要と認められない経費については補助対象外とする。

第3 補助事業の内容

補助対象となる事業は以下に掲げる内容のものとする。

(1) 訪問診療等の実施や在宅医療に関する調査研究

在宅医療を担う医師等を確保し、地域の医療機関や関係機関と連携しながら訪問診療等を実施するとともに、当該地域の在宅医療のニーズ把握や、在宅医療に携わる医師確保等のための調査研究を実施する。

(2) 在宅医療の活動拠点整備

当該地域で在宅医療を実施するために必要な施設及び設備を整備する。

第4 交付申請書の提出

補助金の交付申請にあたって、要綱第3条第2項第5号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

なお、申請は、申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとし、翌年度4月1日以降に実施する事業の申請については、翌年度に改めて行うこと。

(1) 在宅医療拠点整備事業計画書（別紙様式1）

(2) 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書等）

(3) その他参考となる書類

第5 実績報告書の提出

実績報告にあたって、要綱第10条第5号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 在宅医療拠点整備事業実績書（別紙様式2）

(2) 補助対象経費の金額が確認できる書類（請求書、納品書、領収書等）

(3) 実施状況が分かる写真

(4) 調査研究報告書（様式任意）

(5) その他参考となる書類